

【 投 薬 】

２４１ 喉頭炎等に対するプロカテロール塩酸塩水和物【外用薬】の算定について

《令和６年７月３１日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するプロカテロール塩酸塩水和物（メブチン吸入液等）（外用薬）の算定は、原則として認められない。

- (1) 喉頭炎
- (2) 急性気管支炎（成人）
- (3) 肺炎

○ 取扱いを作成した根拠等

プロカテロール塩酸塩水和物（メブチン吸入液等）は気管支平滑筋の β_2 受容体を選択的に刺激し、強い気管支拡張作用を示す気管支拡張剤である。添付文書の効能・効果は「気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫の気道閉塞性障害に基づく諸症状の緩解」であり、喉頭炎、急性気管支炎（成人）、肺炎に適応はない。

以上のことから、喉頭炎、急性気管支炎（成人）、肺炎に対するプロカテロール塩酸塩水和物（メブチン吸入液等）の算定は、原則として認められないと判断した。